

防災対策条例調査特別委員会

(平成30年6月6日)

○ 小林博次委員長

では、皆さんこんにちは。ただいまから防災対策条例調査特別委員会、開催させていただきます。

きょうの流れですけれども、まず最初は、31番、帰宅困難者への支援、それから、目的、定義、市の責務、市民の責務、議会の責務、それから、二つ目に条例素案の検討、それから、前文と34、委任、35、見直し、それから附則、これについて、それから、その次に行政要望、これの取りまとめ、それから今後の日程、こんなことで進めさせていただきたいと思います。

それでは、まず、前回、条文素案の修正がございますので、事務局のほうから説明をさせます。前は議論の中で大津市の条例制定経緯について問い合わせがありましたから、含めて事務局から説明させます。

○ 伊藤議会事務局主事

事務局、伊藤と申します。

まず、大津市の条例改正経緯についてご説明させていただきます。

まず、大津市の防災担当の部局が公表する情報としましては、平成22年3月に制定した大津市防災対策推進条例に自然災害への対応のほか、危機管理や減災などの考え方を取り入れるため、平成27年3月に大津市災害等対策基本条例を新たに制定したとあります。

また、大津市議会が公表する情報の経緯としましては、まず、東日本大震災と大津市での豪雨災害をきっかけにして、まず、議会において、議会BCP業務継続計画が平成26年3月に策定され、その中で出た危機管理、減災、議会の責務といった内容を条例にうたわれていないということで反映をさせるということで、平成27年3月に議員提案条例として新たに制定されたというような経緯となっております。

続きまして、A3紙資料(31)帰宅困難者への支援とあります紙資料のほうをごらんください。

左側の解説、第1項関係のほうをごらんください。

前回の委員会での議論を踏まえ、正副委員長でご検討いただき、修正をいただきました。修正箇所を着色させていただいております。

前回、市や事業者が主語となる文章で、帰宅困難者に対して施設を利用してもらったりという内容は、文法上、正しくないのではないかというご意見をいただきました。

これを踏まえまして、「利用してもらったり」というものを「開放したり」と変更する形で整理をいただきました。

修正内容は以上でございます。

○ 小林博次委員長

全部行こうか。

○ 伊藤議会事務局主事

続きまして、めくっていただいて、（１）目的とありますA3紙資料、ごらんください。

こちらの左側の条文、第1項のほうをごらんください。

前回、骨子（案）にも記載のほうがあります「減災」という文言を条文中に使用してはどうかというご意見や、市民を保護するというような趣旨を明確にしてはどうかというようなご意見をいただいております。

これを踏まえまして、「防災対策」という文言、こちらのほうを「防災・減災」という文言に変更を行い、また、市民を保護する趣旨を明確にするため、従来「防災対策を総合的かつ計画的に」というものを、従来結論であった「災害に強く、災害対応力にすぐれたまちづくりを」に置きかえ、結論のほうを骨子（案）の前文検討内容でありました「安全で安心な市民生活を」に変更する整理をいただきました。

読み上げさせていただきます。

目的。

この条例は、防災・減災に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び議会の責務を明らかにするとともに、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し必要な事項を定めることにより、災害に強く、災害対応力にすぐれたまちづくりを推進し、もって安全で安心な市民生活を実現することを目的とする。

また、解説部分につきまして、条文に合わせて修正をいただいております。

続きまして、次、めくっていただいて、（２）定義のほうをごらんください。

まず、左側の条文中、第2項、防災・減災をごらんください。

先ほど目的の条文素案にて防災・減災を使用しておりますけれども、減災という文言は、

条例中の一般用語として取り扱われていないため、新たに定義として追加する調整をいただいております。

なお、条文の構成上、従来の第2号以降を繰り下げ、こちらを第2号としております。新たな条文、読み上げさせていただきます。

第2号、防災・減災。

災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び被害を最小限にとどめ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいう。

続きまして、第3号、防災対策をごらんください。

前回、減災を明記し、防災・減災対策としてはどうかのご意見をいただいております。

これを踏まえまして、ご検討のほうをいただきましたが、汎用的に使用される用語であることなどを勘案し、表記は従来の防災対策のままとし、内容としては、減災の趣旨を含めるため、第2号にあります防災・減災を用いた形に変更する調整をいただいております。

読み上げさせていただきます。

第3号、防災対策。

防災・減災のために行う対策をいう。

続きまして、第9号、要配慮者をごらんください。

前回、他の条文のほうを引用するのではなく、直接定義をしてはどうかのご意見をいただきました。

これを踏まえまして、第9号、要配慮者を直接定義を行う形で文言の調整をいただきました。

読み上げさせていただきます。

第9号、要配慮者。

何らかの配慮が必要とされる高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等をいう。

続きまして、第10号、指定避難所をごらんください。

こちら、再精査によって新たに追加する形の調整をいただいております。

読み上げさせていただきます。

第10号、指定避難所。

想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、市長が指定する公共施設、その他の施設をいう。

続きまして、めくっていただいて、右上、(4)市の責務とありますA3紙資料のほう

をごらんください。

こちらの左側の条文、第1項をごらんください。

前回、趣旨や具体策を充実すべきではないかとのご意見をいただいております。

これを踏まえまして、条文、第1項の内容が多岐にわたるものとなるよう文言の調整をいただきました。

読み上げさせていただきます。

市は、第〇条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民及び事業者の安全を確保し、市民生活の安定を図るため、市の有する全ての資源及び機能を十分に生かし、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施しなければならない。

解説部分につきまして、条文の内容に合わせて調整をいただくとともに、市が行う防災対策の具体例を追加する形の調整をいただいております。

読み上げさせていただきます。

本市は、基本理念に基づき、市民や事業者の皆さんの安全を確保し、市民生活の安定を図るため、本市が有する施設、人材、機能などを最大限に生かして、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施していくことを本項で規定しました。

本市が主体となる公助の取り組みとして、迅速かつ組織的に対応するために必要な計画の策定、体制の整備、施設の改修などを実施していきます。また、自助、共助を推進する取り組みとして、防災訓練や防災教育などの実施、自主防災組織や災害ボランティアへの支援を行っていきます。このほか、市民や事業者の皆さんと共に行う取り組みとして、要配慮者への支援やコンビナート等への対策などを実施していきます。

また、第2項関係の解説につきましても、内容を補足する形での文言を追加する調整をいただいております。

追加部分のみ読み上げさせていただきます。

市民や事業者の皆さんには、協定の締結や避難対策などを初めとしたあらゆる防災対策について、本市との連携及び協力をお願いします。

続きまして、右上、（5）市民の責務とありますA3紙資料をごらんください。

こちらの条文中、第1項をごらんください。

前回、具体策の充実を図ってはどうかとのご意見をいただきました。

これを踏まえまして、第1項について多くの具体策が対象となるよう文言の調整をいた

できました。

読み上げさせていただきます。

市民は、基本理念にのっとり、生活必需物資の備蓄並びに防災・減災に関する知識及び技術の習得、その他のみずからを守る取り組みを行うよう努めるとともに、自主防災活動への参加、その他の互いに助け合う取り組みを行うよう努めなければならない。

また、第1項、解説部分につきまして、条例の内容に合わせ修正をいただくとともに、防災・減災のための具体的な取り組み例を新たに追加する調整をいただいております。

読み上げのほうをさせていただきます。

市民の皆さんには、基本理念に基づき、自助、共助を推進していただくため、普段から食品、飲料水などの生活必需物資の備蓄、防災・減災に関する知識や技術の習得など、自分自身で命を守るための取り組みを行うよう努めていただくとともに、自主防災組織が地域において行う自主防災活動への参加など、地域において互いに助け合うための取り組みを行うよう努めていただくことを本項で規定しました。

防災・減災のための具体的な取り組み例。

- (1) 災害に備え、最低1週間分の食料等を備蓄すること。
- (2) 建物の耐震化、家具の転倒や移動防止を実施すること。
- (3) 防災訓練等の防災意識普及活動に参加すること。
- (4) 外出先からの帰宅方法や家族間の連絡方法を確認すること。
- (5) 避難の経路、場所、方法を確認すること。
- (6) 初期消火に必要な用具を準備すること。

以上となっております。

では、続きまして、めくっていただきまして、右上に(7)議会の責務とありますA3紙資料をごらんください。

こちらの左側、条文中、第1項をごらんください。

こちら、減災を条文中に盛り込んだほうがいいというような意見を踏まえまして、「防災」を「防災・減災」に変更する形での文言調整をいただいております。また、解説文につきましても、それに合わせて調整をいただいております。

続いて、第2項をごらんください。

こちら、前回、情報発信の規定を設けるべき、また、発災時の役割について何らかの規定を設けるべきというようなご意見をいただいております。

これを踏まえまして、災害発生時の役割について新たな情報を追加する形での調整をいただきました。

なお、条文の構成上、前回の第2項を第3項に繰り下げ、新たな条項を第2項としております。

読み上げさせていただきます。

第2項、議会は、災害が発生した場合においては、市と協力し、災害状況の把握、市民等に対する情報発信、その他の事態に即応した役割を果たすよう努めなければならない。

続いて、解説部分についても読み上げさせていただきます。

解説。

第2項関係。

議会は、災害が発生した場合においては、本市と協力して災害状況の把握や市民に対する情報発信をはじめ、状況に即した役割を果たしていくよう努めることを本項で規定しました。

続いて、第3項のほうをごらんください。

こちら、事前対策や発災後の対策にも行っていくというような趣旨を設けるべきだということに意見をいただいております。

これを受けまして、第3項で、従来「防災対策」としていた部分を「災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策」という形に変える文言の調整をいただいております。

こちら、解説部分につきましても、条文の内容に合わせて調整をいただいております。

修正内容としては以上でございます。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

それでは、ここまでの間で修正内容についてご意見があればお聞かせいただきたいと思います。

内容はこんなところかと思いますが。

○ 村山繁生委員

市民の責務のところ、解説のところ、食品、飲料品などの生活救護施設の備蓄というふうにあります。防災・減災のための具体的な取り組み例のところでは、災害に備え、

最低1週間分の食料等を備蓄すると、この食料等に水も含まれているという感覚でいいわけですか。水は水で書いたほうがいいんじゃないかなと思って。

○ 小林博次委員長

これ、地域防災計画に入っている中身だね。ちょっと答弁してくれるかな。

○ 加藤危機管理監

危機管理監、加藤でございます。

地域防災計画の文言をそのままここで扱っていただいているというふうに認識しております。

○ 小林博次委員長

それで。

○ 加藤危機管理監

水も入っているというふうに理解しております。

○ 小林博次委員長

ということですが、よろしい。

○ 村山繁生委員

いや、水も入れたほうがいいなと思っただけのことで。

○ 小林博次委員長

地域防災計画からそのまま入れたほうが、あっちもこっちも違うわというんじゃないかとまずいと思うんで、そんなことです。

○ 樋口博己委員

定義のところで、(9)の要配慮者を具体的に書いていただきまして、これは具体的に高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等という中に病人とかけが人というのは、これは含まれる

という意味合いでしょうかね。

○ 小林博次委員長

難しいところやな。

○ 樋口博己委員

具体的に書いていただくとどうかなとちょっと気になったもんですから。

○ 小林博次委員長

どう。

○ 西口議会事務局課長補佐兼調査法制係長

地域防災計画のほうにもページのほうが少し出していただいているんですが、基本線はそれを追っていますので、ただ、その配慮が必要な方というふうなことを全て列記をしていこうと思うと、樋口委員がおっしゃるようないろんな病人がいますね。そういう方も全部含んでいかないといけないということで、基本ラインは地域防災計画の数字を追った流れでこういう書き方にさせていただいたというところがあります。

趣旨としては、病人であるとかそういう方についても、当然要配慮者であることには間違いはないと思います。

○ 樋口博己委員

等に含まれるということで、こういう表記が一般的な表記だということですね。わかりました。ありがとうございます。

○ 豊田祥司委員

済みません、ちょっと文言だけの話なんですけれども、議会の責務（7）のところで、2項には、議会は、災害が発生した場合においてはということが書いてあります。市の責務のところには、1項のところなんですけれども、市は、第〇条に規定する基本理念にのっとり、市民及び事業者の安全を確保しというので、「災害が発生した場合においては」という言葉がないんですけれども、ちよくちよくこういう事例はほかのところにもあるんで

すけれども、この文言を入れるものなのか、入れなくても通じるというふうに判断するのか、どっちなのかなというのがありまして。

○ 伊藤議会事務局主事

市の責務としましては、段階としては発災前からの文言としてこちらのほうは用意をしているものですので、発災後ももちろんですけれども、発災前から継続的に行っていくというような趣旨のもとで、市のほうは、何もそういった時系列のものはつけていないとなっています。

対しまして、議会については、その前の第1項のほうで研究や調査を行って、提言などを行っていく、これがどちらかというとならぬ発災前の主なところというような、ちょっと時系列別でこの項、分けておるところがありますので、第2項についてはちょっと限定的な形の発生した場合においてはというような文言を追加しているということになります。

○ 小林博次委員長

よろしいか。

○ 豊田祥司委員

いいです。

○ 小林博次委員長

ほかに、よろしい。

(なし)

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

そうしたら、この項はこれで終わりたいと思います。

その次に、条文素案の検討で、本日は前文と34委任、35見直し、それから附則、この四つについて、前回に引き続いて話題にします。

事務局、説明してください。

○ 伊藤議会事務局主事

お手元のA3紙資料、右上に前文とあります資料をごらんください。

読み上げさせていただきます。

前文。

本市では、宝永地震、安政東海地震、東南海地震等の大規模地震、伊勢湾台風等の風水害、その他の災害により、市民の尊い人命や財産が失われてきた。

近年、南海トラフを震源とする地震は今まさに発生し得る状況であるとともに、世界的な気候変動によって風水害も深刻化する傾向にあり、災害に警戒する必要性がますます高まっている。

さらに、本市は、沿岸部にコンビナートが立地し、市域のほとんどに河川が流れることから、災害の発生時には、コンビナート災害、河川の氾濫、土地の液状化等が同時多発的に発生する危険性があり、被害の拡大が懸念される。

東日本大震災は、従来の想定規模を超える地震及び津波により、多くの人々の生命と財産を奪い、暮らしと地域社会に甚大な被害をもたらした。未曾有の災害の脅威と行政による災害対応の限界が明らかとなり、私たちは、これまでの防災対策を根本から見直す必要があることを痛感した。

こうした状況において、いつ発生するかわからない災害から、想定外をつくらず、市民の生命、身体及び財産を守るため、過去の災害を通じて得られた教訓を生かし、災害による被害を最小化するための対策を充実させるとともに、市民や事業者の防災に対する意識をさらに高めていく必要がある。

そのためには、市民、事業者、市及び議会のそれぞれが、みずからの命はみずからが守るという自助、地域において助け合うという共助、行政が市民の安全を確保するという公助を基本として責務と役割を自覚し、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を相互に連携して進めなければならない。

ここに、私たちは、災害の未然防止に努めるとともに、避けることができない災害による被害を最小限にとどめる、災害に強く、災害対応力にすぐれたまちの実現に向け、市民、事業者、市及び議会がともに力を合わせて防災対策を推進していくことを決意し、この条例を制定する。

解説。

この前文は三つの部分で構成されています。

第1に、本市をとりまく状況や課題について記述しています。

本市では、地震、風水害、その他の災害により、尊い命や財産が失われてきました。

本市が大きな被害を受ける地震には、宝永地震、安政東海地震、東南海地震などの南海トラフを震源とする地震（南海トラフ地震）と、天正地震、伊賀上野地震、濃尾地震などの内陸の活断層を震源とする直下型地震が存在します。

南海トラフ地震は、過去おおむね100から150年間隔で繰り返し起こり得ることが確認されており、近年いつ発生してもおかしくない状況です。

直下型地震は、南海トラフ地震と比べて発生確率は低いものの、養老・桑名・四日市断層帯を震源とする地震が発生すれば、南海トラフ地震を上回る被害となることが想定されています。

本市における風水害には、昭和34年の伊勢湾台風、昭和49年の集中豪雨、平成12年の東海豪雨のほか多数の被害が存在します。近年は、地球温暖化などを原因とする世界的な気候変動によって、全国各地の風水害による被害が深刻化する傾向にあります。これらの理由から、災害全体に対し警戒する必要性はますます高まっています。

さらに、本市は、沿岸部に石油化学コンビナート群が立地し、市域のほとんどに鈴鹿川、朝明川、海蔵川、三滝川といった主な河川とその他の中小河川が流れる地域特性を持っています。そのため、地震や風水害が発生した際には、コンビナート災害や河川の氾濫、土地の液状化などが同時多発的に発生する危険性があり、被害を拡大させてしまうおそれがあります。

東日本大震災は、従来の想定規模を超える地震とその後の津波により多くの人々の生命と財産を奪い、暮らしと地域社会に甚大な被害をもたらしました。いまだかつてないような災害の脅威と行政による災害対応の限界が明らかとなり、これまでの防災対策を根本から見直す必要があることを痛感しました。

第2に、本市の課題を解決するための取り組みについて記述しています。

このような状況において、いつ発生するかわからない災害から、想定外という例外的な理由をつくらずに、市民の皆さんの生命、身体、財産を守るため、これまでの災害を通じて得られた教訓を生かし、災害による被害を最小化するための対策を充実させるとともに、皆さんの防災に対する意識をさらに高めていく必要があります。

そのためには、市民や事業者の皆さん、本市、議会それぞれが、自分の命を自分で守る

という自助、地域において助け合うという共助、行政が市民の安全を確保するという公助を基本としながら責務と役割を自覚し、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を相互に連携しながら進めなければなりません。

第3に、本条例を制定する決意について記述しています。

災害の未然防止に努めるとともに、避けることができない災害による被害を最小限にとどめる、災害に強く、災害対応力にすぐれたまちを目指して、市民や事業者の皆さん、本市、議会がともに力を合わせて防災対策を強力に推進していく決意を持って本条例を制定します。

以上です。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

それでは、前に示してありますけれども、質疑があれば出してください。

○ 伊藤嗣也委員

前文のところで、下から5行目、6行目当たりのところに減災という文言が入ったほうがいいのかなというふうに思いました。

それから、下から2行目のところに、これも防災・減災対策というか、減災という言葉があったほうがいいのではないかというふうに感じました。それは総則の目的のところにも減災という文言もありますので、あとは、解説につきましては、同じく右側の下のほうに同じ言葉ですけれども、その辺の減災という文言を入れるかどうかご議論いただければと思うんですが。

○ 小林博次委員長

そのあたりは解説のところにも文章で防災対策と、それから防災・減災対策と、そういう表現をしますと、こう規定をしたわけですけど、その規定に従って整理していくと、この整理の仕方になるかと違うかなということで問題提供させてもらったんですけど、なおかつ必要ありますか。

○ 伊藤議会事務局主事

一応前文中にあります被害を最小化するための対策というものが実質減災のことを意味しておる文言となっておるんですけども、減災という文言が、定義は必要な文言という位置づけになっておりますので、今現在の案としましては、そういった減災という文言を省いた形で、同じ同様の趣旨を表現する形での前文の置き方になっております。

○ 伊藤嗣也委員

必ずしも入れやなあかんという意味で言っておるわけじゃないんですが、市民の方にわかりやすいための条例をつくるべきだという議員の立場に立ったときは、入っておったほうが市民の方はわかりやすいんじゃないかということで申し上げております。

以上です。

○ 小林博次委員長

調整します。

○ 藤田真信委員

まず、細かい点なんですけど、解説のほうの真ん中あたりの河川のところなんですけど、コンビナート災害や河川の氾濫、土地の液状化などが同時多発的に発生する危険性があり、被害を拡大させてしまうおそれがありますということなんですけど、させてしまうという表現が何かちょっと変かなという気がして、普通に被害が拡大するおそれがありますでいいのかなというのが細かい部分でまず一つです。

あとは、想定外をつくらずということで、これ、非常に大事なキーワードというか、前の骨子の3のところでもあったと思うんですけども、前文の本文のところでは、東日本大震災に関する記述はあって、南海トラフとかの記述ありますね。

ただ、解説のほうでこれも、これは一つ目の段落のところなんですけど、二つ目か、三つ目か、直下型地震は南海トラフ地震と比べて発生確率は低いものの、養老・桑名・四日市断層帯を震源とする地震が発生すれば、南海トラフ地震を上回る被害となることが想定されていますということで、もちろん可能性は低いにしても、いざ直下型地震が起きれば、南海トラフ地震よりも被害が大きいというふうに書いてあるのに、前文では、その断層に関する記載がないというのは、何か本と末が転倒しておるんとかやうかなという気がします。

四日市の実情に合わせた前文にするというふうなお話だったので、そういった意味では、前文の中に具体的にこの断層の内容も触れていただいたほうがいいのかなというふうに思いました。

あとは、その断層というか、断層型という意味では、熊本地震もまさに想定外やったわけですので、その辺の記述も同時に触れていただけるとありがたいかなと思います。

以上です。

○ 小林博次委員長

提案の趣旨、わかりました。

事務局、何かないな。

○ 伊藤議会事務局主事

委員長とも事前の打ち合わせの中などではそういった話にもなっております。

ただ、今現在の置き方としましては、あくまでこちらのほうは地震だけではなくて、その他の多くの災害に対する防災対策条例という位置づけですので、前文としては、一定程度省いた形での置き方とはなっておるんですけども、ご議論の中で地震がより重要な内容であるということで追加させていただくということで。

○ 小林博次委員長

書き足していくということやな。

○ 伊藤議会事務局主事

はい。

○ 小林博次委員長

調整します。

ほかにありますか。

○ 平野貴之委員

解説のところなんですけど、こちら、構成が第1と第2と第3というふうに分けてあっ

て、非常に読みやすいなと思って見ていたんですが、内容が、第1の現状と課題については結構いろいろと書いてもらってあって、解説、わかりやすいな、なるほどなと思って読んでいたんですが、第2と第3が前文の本文の記述とほとんど一緒で、村山さんじゃないですけど、文章が重複していて、これ、もし解説することないんやったら、わざわざ分けやんでもええんとちゃうかなと思っていました。

○ 小林博次委員長

もうちょっと簡素に書けと。

○ 平野貴之委員

そうです。解説になっていないのとちゃうかなと、第2、第3の部分が、そのままやなというふうに思いましたんで。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。整合を図ります。

ほかにありますか。

○ 樋口博己委員

伊藤嗣也委員が減災というキーワードをおっしゃっていただいています、確かに被害を最小化するというのは、減災のキーワードをあらわしたところだと思いますので、例えば今、平野委員がありましたけど、第2のところでは、本市の課題解決するための取り決めというところに書いてあるので、被害を最小化するというところをもう少し膨らませて書いていけば、減災というのはおのずと見えてくるかなと思うんですが、少しご検討ください。

○ 小林博次委員長

趣旨はわかりました。整合を図るようにします。

○ 山口智也委員

非常に細かいことで気になり出したもんで言うんですけど、下から。

○ 小林博次委員長

どっち、解説。

○ 山口智也委員

本文なんですけど、下から5行目の相互に連携して進めなければならないというのが、主語を文法的に相互に連携してという、この「して」というのが日本語的にちょっとおかしいんじゃないかって気になり出して、これ入れなくてもいいなと思うぐらいなんですけれども、あれやったら、相互に連携させとか、そっちのほうで日本語としてしっくりくるかなという気がしてきて、自分のちょっと感覚なもので、もしあれでしたら。

○ 小林博次委員長

そのあたりもちょっと整合を図ってみます。

○ 加納康樹委員

整合を図るという意味でお伺いをするんですが、ですから、前文、本文の例えば下から2行目、そして、下から2段落目の頭のところに、市民、事業者、市及び議会がという、こういう並びで書かれていただいている、私はこれで正しいと思っているんですが、前回の指摘のところをご記憶かと思うんですが、目的のところはこの順番じゃないんですね。となると、どうなんだろう。

私は前文のこの順番が正しいとは思っているんですが、目的のところでは、たしか市民、市、事業者及び議会で行っていたので、これは整合を図ったほうがいいんじゃないのかなという気が。

○ 小林博次委員長

それ、本文のほうに整合を図ります。

大体こんなところでよろしいですか。

(なし)

○ 小林博次委員長

じゃ、いただいた意見を反映できるような格好で最終調整します。時間的な問題でいうと、調整を正副委員長に一任するような格好にさせていただいて、もちろん次回もこれを出しますけど、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、その次に移りたいと思います。

その次は、行政要望の取り扱い、これに移りたいと思います。

まだ残った。ごめん、ごめん。34の委任と見直し、附則、これに移りたいと思います。

○ 伊藤議会事務局主事

右上に（34）委任とありますA4紙資料のほうをごらんください。

読み上げさせていただきます。

委任。

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

解説。

本条例は、防災対策に関する基本的な事項を定めているものであり、その細目については、市長が別に定める規則に委任することを本条で規定しました。

以下、他の自治体の参考条例、国の関係法令を示しております。

○ 小林博次委員長

次。

○ 伊藤議会事務局主事

続きまして、右上に見直しとありますA4紙資料のほうをごらんください。

見直し。

市長は、この条例の施行後4年を目途としてこの条例の運用の実績等を勘案し、この条例の規定について検討し、必要があると認めるときは、条例の改正、その他必要な措置を講ずるものとする。

解説。

本市を取り巻く環境、社会情勢の変化、防災対策の発展に対応するため、市長は、条例

施行後4年を目途として条例の運用実績などを勘案し、検証する中で、条例の改正、その他必要な措置を行うことを本条で規定しました。

続きまして、右上に附則とありますA3紙資料のほうをごらんください。

読み上げさせていただきます。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以下、他の自治体の参考条例、国の関係法令となっております。

○ 小林博次委員長

ありがとう。

34、35、附則、これ、特別に異論はないかと思うんやけど、この見直しの中で4年を目途として見直す、これ、4年という考え方でいいでしょうかね。

○ 山口智也委員

その理由だけちょっと確認させていただければ、なぜ4年なのかというところを。

○ 小林博次委員長

議会がつくり上げる条例ですから、改選ごとに見直しをする。大体議会の提案しているやつは4年ごとの見直しになっていると思うんやけど、そういう整合を図らせてもらうとありがたいなど。

○ 山口智也委員

承知しました。ありがとうございました。

○ 小林博次委員長

これ、理事者のほうも、これで4年見直しでいいですね。

それでは、この34、35、それから、附則、この条例は、公布の日から施行する、こういう規定でよろしいでしょうか。

○ 早川新平委員

委任のところ、四日市市は、市長が別に定めるというふうに文言でなって、その下のほうの他の自治体の事例では、市の規則で定めるのと、市長が別に定めるのと2件あるんやけれども、大きく分けて、この市長が別に定めるのと市規則で定めるというのは、大きな違いというのはあるんやろうか。

○ 小林博次委員長

いや、特にあると思いませんが、理事者のほうで何か考え方持っている。
事務局、説明する。

○ 伊藤議会事務局主事

こちらの規則で定めるという文言については、市長が別に定めるでも規則で定めるでも同じ意味合いを持っております。ただ、こちら市としまして、条例のほうの、統一のつくり方として市長が別に定めるという文言を置いている条例のほうが多いということで、今回は、市長のほうで別に定めるというような内容の条例となっております。

○ 早川新平委員

別に深い意味合いはないということだね。

○ 小林博次委員長

ということですが、よろしいか。

○ 早川新平委員

はい。

○ 小林博次委員長

ほとんど同義語やね、これ。

よろしいか。

○ 早川新平委員

逆に言うと、それも一つに同義語ならまとめてもろうたほうがわかりやすいんやなとも

思うんだけど、四日市市だけの問題ではなくて、よそも大阪市とか豊田市で、一番いい例があったとするときに出てくるんでね、別の意味合いがあるのかなと思ってちょっとお伺いしていただけなんで、一緒のもんやと言われれば、それでいいかもわからなくなって。

○ 小林博次委員長

そうしたら、34、35、附則、これはこのようにさせていただきます。

その次に、行政要望について議論させていただきますけれども、ここで10分ほど休憩させていただきます。南側の時計で14時30分、再開。10分程度休憩。よろしくお願いします。

14：22 休憩

14：31 再開

○ 小林博次委員長

再開します。

そうしたら、休憩前に引き続いて、協議します。

これ、皆さんからいただいた意見を示したわけですがけれども、似たような項目を羅列してあるので、これを数項目に集約して、適当なタイトルをつける。前で言うと、七つの項目に絞って、わかりやすいのがドローンの導入で、既に導入されましたけど、あんなような格好で集約して要望したほうが要望しやすいのかなと思っています。

今までも意見いただいています、この次、正副委員長に任せてもらって集約したものを会派にお届けさせていただきたいと、こう思っています。

それとあわせて、きょう改めてご審議していただいたものと、それから、全体の整合を図った文言についても正副委員長に一任いただいて、事前に皆さんのところに届けさせていただいて、見てもらう、こういうタイミングでこの次に進めさせていただきたい、こんなふうに思っていますので、よろしくお願いしますと思いますが、取り扱いはそんなことでよろしいでしょうか。

○ 加納康樹委員

委員長がそうおっしゃっていただけるのであれば特に問題ないんですが、前回のときで、

まず、行政要望が何かあればということのご発言もあったので、うちの会派としては、これ以上のものではありません。特にないということでした。

ただ、会派で諮ったときにちょっと気になっていたのが、これ、行政要望一覧ということで、この委員会の中でそれぞれの委員の方からの発言があったことを取りまとめていることには敬意を表するんですが、あくまで一委員としての発言というのもこの中には多いものですから、これを全部ひっからげて委員会としての行政要望というのはどうだろうという意見が実は会派の中でありましたので、今委員長がおっしゃっていただいたように、これらをちょっと集約する形でというのであれば、その私たちの不安も解消できるのでいいかと思いますので、よろしくをお願いします。

○ 小林博次委員長

相反するやつも入っているので、調整させてもらえれば。あらかじめ会派に持ち回りで、持ち回りというか届けます。

○ 樋口博己委員

済みません、ありがとうございます。

委員長、今おっしゃっていただいたスケジュール感でお願いできればと思っております、6月21日以降のスケジュール感があればご指導いただきたいなと思っております。

○ 小林博次委員長

じゃ、その次に移っていいですかね。

このスケジュールは配ってあるの。

○ 伊藤議会事務局主事

配ってはないです。手持ちで。

○ 小林博次委員長

余分ないんか。

○ 伊藤議会事務局主事

そうですね。今はちょっと。

○ 小林博次委員長

そうすると、きょう以降のスケジュールとして、6月21日に条例案、解説案、それから行政要望、この確定をする。これ、最終確定です。それから、なおかつ必要があるなら、6月26日の10時から。

それから、その次に、この条例案を7月3日、1時半までに最終集約しないと間に合わないなど。今の感じでご了解を得ましたので、十分これには対応できるかなと、こう思っています。

それから、7月4日、各派代表者会議にパブリックコメント、この案そのもの、それから、行政要望含めてお示しをさせていただきたいと、それから、7月、次の日にそこからパブリックコメント、1カ月程度実施する。それから、8月上旬、委員会を開催して回答案とか条例案の確認、議会上程に向けた最終確認、こんなことが8月上旬に行う必要があるのかな。それから、21日までにまとめたものが議長へ提出される。それから、8月21日に、それを受けて各派代表者会議、回答公表の確認、条例案の確認、発議者の確認、議会運営委員会への報告、こんなことで、最終上程、議決は10月4日、木曜日、こんな感じのタイムスケジュール。これはまた配らせていただきます。大体これ目安に進めさせていただきたいなど、こう思っています。

それから、村山さん、何かあったみたいやったけど。

○ 村山繁生委員

この防災条例、自治会長さんなり民生委員さんはもちろんのところ、コンビナート、企業のほうも大変関心を持っておられます。

これ、私は間接的に聞いた話なんですけれども、もう一つの特別委員会の障害者差別解消条例のほうは、パブリックコメントの前に障害者団体との意見交換会を持ったということを知っています。そして、防災のほうもそういった場を設けてもらえないかという市民の意見があるということを知ったんです。

でも、日程にも限りがありますし、委員会としてはなかなか難しいかとは思いますが、私としては、正副委員長にどういった対応をしていただけるかは、それはもうお任せいたしますけれども、そういう意見を間接的に聞いたので、ちょっとお伝えさせていただきます。

○ 小林博次委員長

それで、私も直接聞いています。

それで、物は相談なんですけど、昼間はもう時間とれません。ですから、13、14、15のうちの晩の7時か6時かわかりませんが、夕方の部分で正副委員長と、それから、出れる委員の皆さんでという格好で、塩浜コンビナートの地域の連合自治会、コンビナートが入るのかどうかちょっとわかりませんが、そのあたりに2時間程度時間をとって話を聞かせていただく、こういうことにしてもいいのではないかなと、こんなふうに思っています。

ただ、皆さん方のご了解が必要ですから、そこやるんなら北も要るでという話になるかもわかりませんが、そのあたりちょっと意見聞かせていただいて、対応したいと。

○ 山口智也委員

委員長、その6月13、14、15日の夜以外にはもう全く可能性がないですかね。

○ 小林博次委員長

はい。時間も14日にひょっとしてとれんことはないかと思うんですけど。

○ 山口智也委員

出席したいのはやまやまというところはあるんですけど、どうしても参加できない場合というのは難しいなというのが、日程的な部分だけの。

○ 小林博次委員長

14日は昼間もある可能性、ここにも14日またはと書きましたから、午前または午後と書いてあるので、これは時間とれる可能性がある。昼間もだめなんですか。

○ 樋口博己委員

一般質問のレクなどがありますのでそのへんのところ。

○ 小林博次委員長

準備がある。

○ 藤田真信委員

市民の皆さんとの意見交換会は、位置づけとしての確認なんですけれども、ご意見も踏まえた上で、21日の最終確定のほうで議論とかというのはされますか。

○ 小林博次委員長

必要がある場合はまた委員会にという感じがないとは言えませんが、委員会で審査する日程が実はもうほとんど残っていないので、聞きおく程度、もしくは行政要望に反映させる、こういうことは可能かなと。

○ 藤田真信委員

ある意味、パブリックコメントと同じような扱いということによろしいですか。

○ 小林博次委員長

そうです。

○ 藤田真信委員

わかりました、ありがとうございます。

○ 小林博次委員長

出張サービスみたいなもんですか。

やらんほうがええよと言うんならやりませんし、やってもいいよと言うんならお会いさせていただくし、そのあたりどうでしょうか。

○ 樋口博己委員

限られた日程の中でそういう設定を想定いただいているのは感謝をするところなんですけど、このタイミングで参加できる方というのと、ちょっとなかなか委員会としてやるのがどう、やらんよりやったほうがいいとは思いますが、やるのがどうなのかなというのはちょっと思うところと。

○ 小林博次委員長

基本的に正副委員長が行って話を聞かせていただいて、なるべく委員さんがおれば、また同席もいいのかなと、こんな感覚で、ここで話をしました。そんなところでどうでしょうかね。あと、先方さんもあるんで。

○ 森 康哲委員

その先方さんというのは具体的に。

○ 小林博次委員長

塩浜。

○ 森 康哲委員

塩浜だけ。

○ 小林博次委員長

今のところ、来ているのは。

○ 森 康哲委員

市民の方に広くに周知するのであれば、連合自治会とか、窓口になるかと思うんですけども、その辺の確認とかされたほうがいいんじゃないかなと私は思うんですけども。後から一部地域だけやったのというふうではまずいのかなと。

○ 小林博次委員長

ほかの委員さん、どうでしょうか。

○ 藤田真信委員

先ほど確認させていただいたとおり、パブリックコメントの一環というふうな位置づけという意味合いなのであればいいのかなと。特に塩浜というのはコンビナートに近いので、こういう防災・減災に対して関心の高い地域であるというのはやっぱりあると思いますので、委員会としてやっていただくというのは問題ない、私はこのように思います。

○ 小林博次委員長

全体に広くという時間的ゆとりはもうありませんので、あればもう塩浜ぐらいだと思いますけれども。

副委員長、どう。

○ 萩須智之副委員長

塩浜の連合自治会とという感じですね。四日市市内全部ではないということですね。

先方にご意思もあるということですね。

であれば、パブリックコメントに反映されるということで、それが直接条例が変わるというものではないということをお断りしてという本番になると思いますけれども、任せていただければと思います。

○ 小林博次委員長

よろしいか。

○ 早川新平委員

先ほどの委員の皆さんの声やと、全員が例えば出れないときに、市民の方、懇話会なり何なりするときに差異が出るんで、それを心配されているんやと私は思うんやけどね。だから、先方にその事情だけをきっちり言っておいていただければ、出れる人だけでええんちゃう。

ただ、そこをびちっと、もし出席できないから来たやつはどうかのこのいう、それはきちっと説明をしておいてあげないと、私は今聞いたんで、急にね。だから、そこだけやわなと私は思うておるんですけど。だから、やることに関しては別に反対でもなんでもないんですが、委員さんが自分の立場とか出れないというところがあるんで心配されているというふうに私は感じています。

以上です。

○ 小林博次委員長

委員の皆さんみんなで会おうという話ではありません。正副委員長を中心に、出れる人がおったら、向こうも何十人とかそんな話ではなくて、最大数人とお会いしてという感じになるかと思うんです。むげに断るよりも一遍話を聞かせていただく、そういうことのほうがいいのかなということがあるので。

○ 加納康樹委員

済みません、私も正副委員長で行っていただくことがだめとは思っていないんですが、ちょっといろいろととり方がどうも各委員で違っているような気がするんですが、やはりルールとしては、委員会としてオフィシャルに行くものではない、あくまで任意で正副委員長がお骨折りをいただくという範疇にしておかないとよろしくないのかなと思っているので、そんなところでいいんじゃないかと思っています。

○ 小林博次委員長

委員会として対応するというのではなくて、正副委員長の議員活動、こんな感じで受けとめていただいて、せっかく行くんなら行ける人がおればなど、多分時間的には時間が合わないと思っていますけれども、ですから、正副委員長で行かせていただくということでご了解いただければ、それが一番いいのかなと。

森委員、それでどうでしょうか。

○ 森 康哲委員

僕はただ、今、加納委員が言われた位置づけでなかったらいいのかなとは思いますが、けれども、委員会として正式にこれを、じゃ、やります、公聴会みたいな感じでやられてしまうと、ほかへの周知どうなったのってなってしまうので、その辺だけ押さえていただきたい。

○ 小林博次委員長

はい、わかりました。そうさせていただきます。

では、正副委員長の議員活動、こういう範疇で捉えさせていただきます、意見を聞かせていただくということできょうのところは終わりたいと思います。

繰り返しますけれども、条例案、それから行政要望、修正、これ、全体の見直し、正副

委員長にご一任いただきまして、事前にまとまり次第、皆さんにお届けをさせていただいて、見ていただく、こういう時間的な対応はさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 萩須智之副委員長

今のパブコメの一環ということで、パブコメが7月5日からということですが、この6月13日以降にいただいた意見をパブコメに載せるということは可能ですかね。それか、改めてまた書いてくださいということは。

○ 小林博次委員長

いや、載るかどうかはちょっとわかりません。

○ 萩須智之副委員長

後で出してもらえれば載るわけですね。

○ 小林博次委員長

いやいや、聞いてはきますと、そこまで。

ということでございます。また、日程の書いたやつも終わってからお配りさせていただきます。

じゃ、きょうのところ、特別になれば、これで委員会を閉じさせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

14 : 51 閉議